

少年法改正法案に反対する会長声明

2021年（令和3年）3月18日

長野県弁護士会会長 中 嶋 知 文

第1 声明の趣旨

政府は、2021年2月19日に「少年法等の一部を改正する法律案」（以下、「改正法案」という。）を閣議決定し、今国会（第204通常国会）に提出した。

当会は、この改正法案が現行少年法の適用年齢を維持したことは評価するものの、いわゆる「原則逆送」対象事件の範囲を拡大し、これまで禁止されていた推知報道の禁止を一部解除するなどの点で少年法の理念に逆行するものであるため、強く反対の意を表明する。

第2 声明の理由

1 はじめに

本改正法案は、法制審議会にて公職選挙法の選挙権年齢、民法の成年年齢の引き下げを踏まえて少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げることの是非等について検討が始まったものの、年齢引下げに対する反対意見を踏まえて20歳未満の者も少年法の適用対象とすることが維持されたものとなっている。

この点について当会も、2015年（平成27年）7月6日及び2018年（平成30年）1月30日に「少年法の適用対象年齢を引き下げることに反対する会長声明」を発しており、今後も18歳・19歳にも少年法1条の健全育成目的という理念に基づく手続や処分が行なわれることは評価するところである。

しかしながら本改正法案は、18歳以上の少年を「特定少年」と位置づけて特例を設ける改正が盛り込まれており、少年法1条の理念とは相容れないものとなっている。すなわち、①いわゆる「原則逆送」対象事件を拡大している点(62条)、②推知報道の禁止を一部解除する点(68条)、③18歳・19歳を「ぐ犯」の適用対象から外した点(65条1項)、④保護処分について行為責任の上限の範囲内で行なわなければならないとしている点(64条)、⑤不定期刑や資格制限の特例の適用を除外した点(67条)で問題がある。以下、詳述する。

2 「特定少年」と位置づける必要性がないこと

(1) 上記のとおり、当初、法制審議会では公職選挙法の選挙権年齢や民法の成年年齢の引き下げを踏まえて、少年法の適用年齢を18歳未満に引下げる方向での議論が始まった。

(2) しかしながら、現行法上も喫煙・飲酒可能年齢(20歳)、被選挙権年齢(衆議院25歳、参議院30歳)等のように、法規範ごとに適用対象年齢が異なっていることから、法規範の趣旨や目的に照らして個別具体的に規定されれば良い問題である。

(3) とりわけ少年法も、少年の健全な育成と更生を図るという目的の下、いわゆる全件送致主義がとられ、20歳以上の者であれば微罪処分や起訴猶予処分になるような比較的軽微な事件についても家庭裁判所による調査の対象として、心理学や社会学などの専門的知見を有する家庭裁判所調査官が行動科学(医学、心理学、教育学、社会学、社会福祉学等)の知識や技法を活用して、非行の経緯、動機、態様のみならず、少年の生育歴、家庭環境、生活状況、交友関係、心身の状態等を総合的に調査し、少年が非行に至った原因とその背景(非行メカニズム)を科学的に解明するとともに、再非行に至る危険性の予測をした上で、少年の更生と健全な育成を図り、再非行を防止するための教育

的な働きかけが行われている。

また、一定の場合には家庭裁判所裁判官の観護措置決定に基づいて少年を一定期間少年鑑別所に収容し、専門家である法務（心理）技官や法務教官及び医師が、24時間体制での行動観察や面接、心理検査、検診等を行って少年の性格や資質などの鑑別をしている。

さらに、弁護士が少年の付添人に選任された場合には、付添人の立場からも非行の原因や背景を調査するとともに少年の更生と立ち直りを図り、再非行を防止するため、少年に寄り添いつつ少年自身の内省が深まるように働きかけをし、家庭環境や生活環境の改善を図るために被害者や少年の親等関係者との調整がなされている。

- (4) これらの多面的で重層的な調査、鑑別と働きかけがなされることによって、これまでに多くの少年がそれぞれに抱えてきた問題を認識し、それを克服しようと努力をして立ち直っていくことができ、その結果として再非行も防止されてきたといえることができる。

現に犯罪統計を見ても、少年の刑法犯の検挙人員は1983年（昭和58年）の約31万7000人をピークに減少し続け、2019年（令和元年）には約3万7000人となっている。また、殺人、強盗、強制性交等（強姦）、放火といった凶悪犯罪も1961年（昭和36年）には約7100件、2001年（平成13年）には約2400件あったところ、その後も年々減少傾向にあり、現在では年間600件を下回っている状況にある。

- (5) そして、18歳・19歳の者も未熟で可塑性に富んでおり、そうであるからこそ少年法の適用対象とするべきであり、上記のような保護原理に基づく働きかけが効果的といえる。

- (6) 本改正法案は、提出の理由について「成年年齢の引下げ等の社会情勢の変化及び少年による犯罪の実情」を挙げるが、上記のとおり立法

事実がないばかりか、18歳以上20歳未満を「特定少年」として位置づけ、少年法1条の「健全な育成を期し」という目的に逆行する特則を設けるものであるため、改悪と言わざるを得ない。

3 ①いわゆる「原則逆送」対象事件の拡大（62条）について

(1) 本改正法案は、検察官送致（逆送）に関して、62条を置き、いわゆる「原則逆送」事件の対象を拡大し、従前の故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件に加え、短期1年以上の懲役・禁錮の事件（強盗罪、強制性交等罪、放火罪を含む）で行為時18歳・19歳の者を対象とした。

(2) しかしながら、例えば強盗について考えてみると、その行為態様は様々であり、悪質性の高いものから低いものまである。いわゆる「ひったくり」と呼ばれる事案や万引き発覚後に振り切って逃げた場合もあり、犯情の幅が広いものが含まれている。また、悪質性が高い行為態様であっても未熟な未成年者が成人共犯者に指示される場合もある。

放火についてみても、その行為態様は様々であり、悪質性の高いものから単なる悪ふざけの火遊びによって発生させた場合等、犯情の幅が広いものが含まれている。

さらに、強制性交罪等についても、現在の刑法改正作業において成人の犯罪類型ですらさらに細分化する議論もなされるなど、行為態様や犯情に幅があることは周知のとおりである。

それにも拘わらず、「短期1年以上」等の法定刑で一律に少年の処遇を振り分けることは、一人ひとりの要保護性に着目してきめ細やかに健全な育成を図るという少年法の目的・理念と相容れない。

(3) 実際、法制審議会（少年法・刑事法部会）での統計資料によれば、2016年（平成28年）から2018年（平成30年）の18歳・19歳による強盗事件の終局決定につき、総数140件に対して、刑

事処分相当として逆送となった事案はわずか2件であり、一方、保護処分（保護観察や少年院送致）となった事案は124件であった。

放火についても、同期間、同年齢による終局決定につき、総数41件に対して、逆送となった事案はわずか1件であり、保護処分となった件数は33件であった。

これは、家庭裁判所が、強盗や放火事件の大半につき、少年の更生や再犯防止のためには保護処分が望ましいと判断したに他ならない。

(4) ここで、本改正法案62条2項但し書きには、「調査の結果、犯行の動機、態様及び結果、犯行後の情況、特定少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでない。」と定められてはいるが、これまでの規定とは原則と例外が逆転しており、逆送を原則とする運用が予想される。そして、逆送後の教育的な処遇や環境調整など、更生の機会を保障する規定が改正法案にも盛り込まれていない以上、18歳・19歳の者に対する更生の機会を奪うことに繋がりがかねない。

(5) 以上のように「原則逆送」対象事件を拡大させることは、少年法1条の健全育成目的に逆行するものであるため、強く反対する。

4 ②推知報道の禁止の一部解除（68条）について

(1) 推知報道は現行法61条によって禁止されてきたが、改正法案68条では犯行時18歳・19歳による犯罪については、少年審判で検察官送致（逆送）され、公判請求がなされた場合には、61条は適用除外とされた。

(2) しかしながら、推知報道の禁止は、少年及びその家族らの名誉・プライバシーを保護することにより、更生の機会を確保する点で極めて重要な役割を果たしてきた。とりわけ少年の教育、就労、その他社会的資源や援助を受ける際には、推知報道の禁止がなければ更生を果たせ

なかった少年も数多く目の当たりにしている。また、適用除外とされる18歳・19歳は、就職活動をする者が多い年齢層でもある。

一方の就労先においても、世間からの批判や奇異な眼差しがあると、少年の更生に協力したいと思っても受け入れを躊躇してしまう雇用主も多いのが現実である。

- (3) 昨今のインターネットの普及やSNSの発達は目まぐるしく、ひとたび推知報道がなされれば半永久的に非行事実が残されてしまい、本人のみならず家族の生活にも重大な支障を来してしまう。

これでは少年の更生のための社会的資源を奪うばかりか、更生の機会そのものを奪ってしまうことに繋がる。

当会会員が活動する長野県においても、新型コロナの感染者ですら本人や家族が特定され、転居を余儀なくされてしまう事例が発生しており、このような地域社会の現実に鑑みても、推知報道の禁止の解除には強く反対する。

- 5 ③18歳・19歳の「ぐ犯」の適用対象からの除外（65条1項）について

- (1) 改正法案65条1項において、ぐ犯の規定は18歳・19歳の者には適用しないこととした。

- (2) 現行法は「ぐ犯」について規定し、まだ犯罪を行なったわけではない（法に抵触していない）少年が置かれた環境や性格等から将来的に罪を犯す恐れがある少年についても健全育成の観点から保護処分の対象としている。

- (3) このぐ犯に対する処遇は、パターンリズム（保護主義）の観点から福祉的支援を促し、犯罪を未然に防ぐことに繋がると共に、少年が反社会的組織に取り込まれることを防止する効果をもたらしてきたといえる。

そこでは前述した家庭裁判所による調査や少年鑑別所での指導、付添人による環境調整等が有効に機能していた側面があり、少年の健全育成の役割を果たしてきた。

そして、このぐ犯に対する処遇効果は18歳・19歳にも広く及んでおり、「特定少年」を除外する必要性は全くない。

(4) そうであれば、ぐ犯の規定を対象外とすることによって18歳・19歳の者の健全育成に逆効果となってしまうかねないため、本改正法案に反対である。

6 ④保護処分についての特則（64条）について

(1) 特定少年に対する保護処分は、ア) 6月の保護観察、イ) 2年の保護観察、ウ) 少年院送致の3種類が定められた（64条1項）。

保護観察については期限があること、少年院送致についても言い渡しと同時に収容期間が定められること（同条3項）が現行法と異なる。

また、イ) の保護観察については、重大な遵守事項違反があった場合には、1年以下の範囲内で、家庭裁判所の決定により少年院に収容することができるものとし、保護観察処分と同時に、少年院に収容する期間を定めなければならないこととされている（同条2項）。

そして、これらの処分は、「犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内において」決定されなければならないとしている。

(2) しかしながら、現行少年法は保護処分を決定する際、「犯情の軽重を考慮」しなければならないとはしていない。これは犯情の軽重のみを考慮するのではなく、少年が非行に至った背景、少年の性格や属性、要保護性、学校・職場・家庭などの環境等様々な事情を考慮して保護処分を決定するからである。

また、少年一人ひとりの要保護性を具体的に考慮することで、少年法の目的とする健全育成に繋がると考えられるし、犯情の軽重に固執

すれば保護観察中の更生や教育効果を十分に考慮することもできなくなってしまう。

(3) したがって、「犯情の軽重」を考慮しなければならないとの改正を行えば、処分としての結論が先にありきで、要保護性に応じた健全育成が阻害される危険性を拭い切れない。

よって、保護処分について特例を設けることには反対である。

7 ⑤不定期刑や資格制限の特例の適用除外（67条）について

(1) 刑事事件の特例としては、「特定少年」につき、不定期刑（52条）、換刑処分（労役場留置）の禁止（54条）、資格制限の特例（60条）は適用されないこととしている。

(2) これも前述6記載のとおり、少年一人ひとりの要保護性に応じたきめ細やかな処遇に対応できず、また少年の可塑性や教育可能性を考慮した資格制限の排除規定を蔑ろにするものとして反対である。

8 結論

以上のとおりであるから、当会は、少年法の理念に逆行する本改正法案に強く反対するものである。

以 上